

公益財団法人東京都体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.tokyo-sports.or.jp>

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|--------------------------------------|--|---|
| 〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 本協会は、東京都の事業協力団体であることから、東京都が令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略に掲げる誰もがスポーツを楽しめる「スポーツフィールド東京」の実現を目指し、この計画に沿って、東京都と協力し活動を行っている。このため、独自の組織運営に関する中長期基本計画は策定していない。本協会独自の中長期計画の策定については、その可否も含めて、今後、東京都と調整していく。 |
| 〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 1 現在、人材の採用及び育成に関する計画は策定していない。 2 本協会は、東京都からの派遣職員、固有職員、契約職員等で構成されている。東京都からの派遣職員が約30%以上を占めているため、採用計画については、毎年度、東京都の次年度の予算（事業）規模が概ね固まる12ヶ月を目途に職員の意向なども踏まえ、体制を確定している。 今後、計画の策定に当たっては東京都の方針を踏まえ、検討する。 3 職員の内、東京都派遣職員については、都の研修計画に沿った研修を実施している。また、本協会固有職員及び契約職員については、平成26年度から職員の職歴に応じて、研修を行っている。（民間研修機関を活用） 例）新社会人研修、中堅職員研修等 |
| 〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 1 現在、財務の健全性確保に関する計画は策定していない。 2 本協会は東京都からの補助金が90%を超えており、補助事業の趣旨を踏まえ、予算の適正執行に努めている。 |
| 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 1 公益財団法人東京都体育協会評議員及び役員候補者推薦規程で推薦方法・役員の定年を定めている。 2 理事における外部委員4名（14.8%）、女性役員3名（11.1%）となっている。 3 理事の半数は、加盟団体からの推薦により選任している。加盟団体の体制が男性役員が多い中、女性役員を増やしていくのが今後の課題である。 4 今後はガバナンスコードの主旨を機会あるごとに周知するとともに、段階的に目標値を定め、理事会における多様性を確保していきたいと考えている。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|--------------------------------------|---|--|
| 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (2) 評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 1 役員と同様に規程に基づき、選任している。 2 外部委員9名(50%)、女性評議員1名(5.5%)となっている。 3 評議員の半数は、加盟団体からの推薦により選任している。加盟団体の体制が男性役員が多い中、女性評議員を増やしていくのが今後の課題である。 4 今後は、ガバナンスコードの主旨を機会あるごとに周知するとともに、段階的に目標値を定め、評議員構成における多様性を確保していきたいと考えている。 |
| 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3) アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | 本協会ではアスリートの登録はなく、この項目は該当しない。 |
| 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 本協会は、定款に定める公益目的事業及びその他の事業など多岐にわたる事業を行う組織であり、その事業を遂行するために、定款に基づき、公益財団法人東京都体育協会評議員及び役員候補者推薦規程で理事及び監事の人数を定めており、現在27名の理事、2名の監事で理事会を構成している。これは、事業の規模及び加盟団体数からすると、規模としては適正であると考えており、規模を見直す予定はない。 |
| 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 現在、役員の定年は、公益財団法人東京都体育協会評議員及び役員候補者推薦規程第5条で就任時満70歳未満と定めている。 |
| 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | 現在、10年を超える再任を制限するルール、規則、規定はない。また、現状で10年の在任期間を超える役員が3名在籍する。今後、検討する。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|--------------------------------------|---|--|
| 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | <p>独立した委員会はないが、本協会からの推薦者、加盟団体からの推薦者、学識経験者のいずれかによって役員が構成されている。加盟団体からの推薦者については、加盟団体間における合議によって選出されており、その選出方法、過程において、理事会の関与を受けていない。</p> <p>今後は、評議員選定委員会と同様に中立な立場にある者によって構成する役員候補者選考委員会（仮称）の設置を検討する。</p> |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | <p>1 評議員、役員等、委員会委員及び職員については、公益財団法人東京都体育協会役・職員倫理規程第3条及び第4条で「基本的責務」、「遵守事項」として法令遵守及び都体協諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第6条で違反した場合の対処等について定めている。</p> <p>2 さらに職員については、職員就業規則第4条で協会の定款、諸規定の遵守義務を定めており、同第4条及び第45条で違反した際の懲戒について定めている。</p> |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 定款をはじめ、各種規程を整備している。 |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 各種規程を整備している。 |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 「公益財団法人東京都体育協会評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程」、「公益財団法人東京都体育協会役職員等旅費規程」及び事務局職員の給与等に関する「給与規程」を整備している。 |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 定款第10及び第14条で、法人の財産、公益目的取得財産残額の算定について定めているほか、各規程を定めている。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|--------------------------------|--|--|
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 1 スポーツ少年団登録規程第1条及び第4条において、対象者、登録料について定めている。 2 加盟団体規程第12条及び第15条で分担金、加盟金について定めている。 |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 東京都の代表選手は、各大会の要綱・参加基準に沿って、競技力向上委員会において、選考選択基準を整備し、それに基づき選考するよう依頼している。今後、各競技団体の取組状況を確認しながら、本協会としての役割を検討する。 |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 本協会では、審判員登録がないため、この項目は該当しない。 |
| 〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること | 法律の全般としては、法律事務所と顧問契約をし、業務執行上法的に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 |
| 〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | 公益財団法人東京都体育協会倫理委員会規程により、倫理委員会を設置し、運営しており、コンプライアンス委員会の機能を有している。 |
| 〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | 以下のメンバーにより、倫理委員会を構成している。 (1) 弁護士 1名 (2) 本協会及びスポーツ界に精通している学識経験者 2名 (3) 本協会理事 3名 公認会計士については、今後、検討していく。 |
| 〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 加盟団体を対象とした「幹部中央研修会」を年1回開催し、必要に応じて、弁護士を講師とした研修を実施している。 職員については、平成29年度より、外部研修機関を活用し、コンプライアンス研修の実施に努めている。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|--------------------------------|--|--|
| 〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 東京都と共に「スポーツ・インティグリティ推進事業」として、加盟団体や関係者を対象としたインテグリティ研修を年2回程度実施している。 |
| 〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 本協会では審判員登録がないため、この項目は該当しない。 |
| 〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである | (1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | 1 法律の全般としては、法律事務所と顧問契約をし、業務執行上法的に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 2 財政会計部門においては、会計事務所と契約し、定期的な訪問や適宜相談できる体制を整えている。 |
| 〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである | (2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。 |
| 〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである | (3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 1 東京都における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、東京都の事業所管課、公益法人所管課の監査を受けている。 2 また、当協会の経理規程の定めに基づき、適切な経理処理を行っている。 |
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 |
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 本協会が主催・共催する大会等については、要綱等で選手選考基準を開示している。 |
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること | 遵守状況を毎年3月31日にHPで公表する。 |
| 〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである | (1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNF団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 1 公益財団法人東京都体育協会役・職員倫理規程第4条3項において、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることを斡旋・強要してはならない、と定めている。 2 倫理ガイドラインにおいて、「不適切な経理処理に起因する事項」において、利益相反を含む金銭面に関する適正行為を定めている。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|--|---|--|
| 〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 公益財団法人東京都体育協会役・職員倫理規程第4条3項において、3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない、と定めている。また、公益財団法人東京都体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインⅡにおいて、「不適切な経理処理に起因する事項」において、金銭面に関する不正行為を戒めている。令和4年度中に利益相反ポリシーの規程化について検討する予定である。 |
| 〔原則9〕通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | スポーツ少年団については、日本スポーツ少年団に通報制度があり、東京都スポーツ少年団もその制度に依っている。また、補助金等の交付団体については、スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス相談窓口を設置している。それ以外の扱いについては、今後、実施体制や周知等について検討する。 |
| 〔原則9〕通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 弁護士や学識経験者等で構成する倫理委員会により運用する方向で検討する。 |
| 〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること | <p>次の規程において、定めており、公表している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益財団法人東京都体育協会役・職員倫理規程第4条（役・職員の遵守事項）、第6条（役・職員がこの規程に違反した場合の対処等） 2 東京都スポーツ少年団登録規程第6条 3 公益財団法人東京都体育協会職員就業規則第38条（解雇）第43条～46条（懲戒等） |
| 〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 現在、処分審査にかかる規程等はない。今後、検討していく。 |
| 〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 本協会は、平成26年3月に登録済みである。また、同時期にスポーツ仲裁機構への登録に関する文書を加盟団体宛に通知している。今後はこの文書を規程集に掲載して、周知を図る。 |
| 〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | 現在、処分対象者がいないため、事例はない。 |
| 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施における危機管理マニュアルを作成し、HPで公表している。 2 公益財団法人東京都体育会文書管理規程、個人情報保護に関する規程を整備している。 3 本協会の運営にかかる危機管理マニュアルについて、検討する。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---|--|--|
| 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること | 今後、検討していく。 |
| 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること | 今後、検討していく。 |
| 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | <p>加盟団体規程には、権限関係の明確化、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援等についての一般的な規定はないが、事業にかかる補助金の交付にあたっては、事業実施要綱等で適正執行について定めており、指導・助言等を行っている。</p> <p>今後は、公益財団法人日本スポーツ協会の例を参考にし、加盟団体の意見を聴きながら、規程を整備していく。</p> |
| 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | <p>1 加盟団体の幹部職員（会長・理事長）を対象とした、幹部中央研修会（年一回開催）の中で、必要に応じて、弁護士に講義をお願いしている。幹部中央研修会には当協会の全役員（理事・監事）も出席をしている。今年度はスポーツインテグリティ事業（J S A A）を活用し、役員・評議員を対象とした研修を検討している。</p> <p>2 年2回の加盟団体代表者会議の開催のほか、年1回の加盟団体事務局長会議を実施し、情報提供を行っている。</p> <p>3 各団体のヒアリングの際に、情報提供、共有をしている。</p> |